

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人 大垣総合学園
② 設置大学名称	岐阜協立大学
③ 担当部署	総務企画課
④ 問合せ先	soumu@gku.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	2025 年 9 月 30 日
⑥ 点検結果の公表日	2025 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.gku.ac.jp/about/approach/governance.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神・教育理念に基づく教育目的を明確化し、明示している。毎回会議時に文書での掲出、HP、学内各所への掲出により、学内外に周知している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	大学協議会において、教育目的に則り、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針について確認・点検を行っている。また自己点検・評価を実施し、その結果を改善に役立てている。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	理事長は、大学に関する教学業務の決定権限を学長に委任している。学校法人大垣総合学園組織規則において「学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統監する」とあり、学長のもと、全学に係る教学改革の取り組み及び研究・管理運営等の質向上を図るために自己点検・評価委員会を設置し、適切な運営に取り組んでいる。また教授会、各種委員会での審議事項を明確にし、学長が最終決定をする仕組みを整備している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	実効性のある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、職員（教員及び事務職員）は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行っている。具体的には、各種委員会は、職員（教員及び事務職員）で構成されており、教職協働体制を確保している。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学におけるFD及びSDの活動を推進する岐阜協立大学FD・SD推進委員会を設けており、FD、SDともに基本方針、年次計画を構築し、推進している。FDについては3つの方針の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示している。SDについては教職員全体で行う研修会を実施し、その専門性と資質向上のための取組を実施している。さらに事務職員だけで行う研修会では階層別に実施するなどしている。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	安定した経営を行うために、中期的な学内外の環境の変化の予測に基づき、9つの重要目標達成指標を設定し中期経営計画を策定している。具体的にはア) 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標、イ) 教育改革の具体策と実現見通し、ウ) 経営・ガバナンス強化策、エ) 法人・教学部門双方の積極的な情報公開、オ) 財政基盤の安定化策、カ) 設置校の入学定員確保策、キ) 設置校の教育環境整備計画、ク) グローバル化、ICT 化策、ケ) 計画実現のための PDCA 体制、の各指標について、それぞれのアクションプランを設定し、具体性のある計画で実行している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期経営計画の進捗状況、財務状況については、理事会及び経営会議で管理把握し、その結果を学内に周知するなど、透明性のある法人運営・大学運営に努めている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会人向けの公開講座を定期的実施し、履修証明プログラムや科目等履修生制度を設ける等、社会人の生涯学習に寄与している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域連携推進センター運営委員会を中心に、社会貢献や地域連携を推進している。各学部の専門性を活かした地域貢献活動も実施している。自治体等や各の委嘱をうけ、各種委員や講師の派遣を積極的に実施している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な学生を受け入れるために学生相談室、障害学生支援室、学生委員会、障害学生支援委員会、事務局学生課が各学部と協力して支援体制を整備している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員（総数 9 名）及び評議員（14 名）のうち、1 名の女性を登用している。

原則３－１ 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	本学園の設立は、地元自治体、経済界の支援によって公設民営で設立された経緯から、理事は地元自治体首長、地元企業の代表者から専門的知見と社会的信頼を兼ね備えた人材を確保する方針である。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の議事は事前に評議員会に情報提供し、両機関の建設的な協働関係を確立している。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会において、大学及び短期大学を取り巻く外部環境の厳しさや内部環境の状況についての情報提供等を常に行っている。また、新任理事にはこれまでの審議事項等を説明するとともに研修機会の提供として、法人事務局理事長室が窓口となり要請を受ける体制を整えている。

原則３－２ 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するため、監事の資格について寄附行為に明記している。 さらに、監事及び会計監査人の選任は評議員会で決議することも明記している。また、理事が監事の選任議案を評議員会に提出するときは、監事の同意を得ることも遵守している。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は毎理事会・評議員会に出席することのほか、年１回会計監査人との面談を通して、監査結果を共有・意見交換している。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	学園運営状況に関する資料を監事へ随時提供の他、外部研修会への参加を案内している。

原則３－３ 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員は評議員会で選任し、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮している。 また、その構成は、学識経験者、卒業生代表者、本法人の職員から選任しており、その多様性を確保している。

実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集通知・議事録を適切に保管し、理事会と共有している。 重要事項の決定にあたっては、評議員会の答申を尊重し、両機関の連携を維持している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、大学を取り巻く外部環境の厳しさや内部環境の状況についての情報提供等を常に行っている。また、新任評議員にはこれまでの審議事項等を説明するとともに研修機会の提供として、法人事務局理事長室が窓口となり要請を受ける体制を整えている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	自然災害を対象とした危機管理マニュアルを整備済みであるが、事業継続計画（BCP）は未策定である。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法人事務局に内部通報窓口を設置済みであり、設置校において定期的にコンプライアンス研修を行っている。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学園情報公開規程を策定し、法令等で義務づけられていない情報（経営指標等）を自主的に公開する等透明性向上に努めている。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	公開資料には用語解説等を付して理解しやすい資料の作成に努めている。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明